

別表十七（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人又は連結法人が国外関連者（措置法第66条の4第5項（国外関連者との取引に係る課税の特例）又は令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の88第5項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する非関連者を含みます。以下同じです。）との間で取引を行った場合において、措置法第66条の4第25項の規定の適用を受けるとき又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の88第25項若しくは第26項の規定の適用を受けるときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特殊の関係の区分」には、法人と国外関連者の関係が措置法令第39条の12第1項各号（国外関連者との取引に係る課税の特例）又は令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の112第1項各号（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）のいずれに該当するかを記載します。また、措置法第66条の4第5項又は令和2年旧措置法第68条の88第5項の規定の適用がある場合には、これらの規定を記載します。
- 3 「株式等の保有割合」の「保有」には、法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合（措置法令第39条の12第2項又は令和2年旧措置法令第39条の112第2項に規定する合計した割合をいいます。以下同じです。）を記載し、「被保有」には、国外関連者が直接若しくは間接に保有するその法人の株式等の保有割合又はその法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接若しくは間接に保有されている場合におけるその同一の者の直接若しくは間接に保有するその法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」には、その法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接又は間接に保有されている場合におけるその同一の者の直接又は間接に保有するその国外関連者の株式等の保有割合を記載します。
- 4 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、法人のその事業年度又は連結事業年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する国外関連者の事業年度の営業収益又は売上高、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載します。
- 5 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、取引の種類を記載するものとし、その取引の種類別の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「受取」又は「支払」の各欄には、法人のその事業年度又は連結事業年度において、その法人が国外関連者から支払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又はその法人が国外関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。この場合において、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。
 - (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項又は令和2年旧措置法第68条の88第2項に規定する算定の方法のうち、法人が国外関連者から支払を受ける対価の額又はその法人が国外関連者に支払う対価の額に係る措置法第66条の4第1項又は令和2年旧措置法第68条の88第1項に規定する独立企業間価格につきその法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。この場合において、その独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。
- 6 「事前確認の有無」には、「国外関連者との取引状況等」に記載した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号（定義）に規定する外国の租税に関

する権限のある機関による確認の有無を記載します。